

プラットフォームサービスに関する研究会（第20回）

- 1 日時 令和2年8月3日（月）13時00分～15時00分
- 2 開催形式 ウェブ会議
- 3 出席者
 - (1) 構成員
宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員
 - (2) ゲストスピーカー
京都大学大学院 法学研究科 教授 曾我部 真裕
(発信者情報開示の在り方に関する研究会座長)
 - (3) オブザーバ
個人情報保護委員会事務局参事官 赤阪 晋介
法務省人権擁護局参事官 中島 行雄
マルチメディア振興センター 木曾 希
違法・有害情報相談センター 桑子 博行
 - (4) 総務省
谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、中川課長補佐、大澤消費者行政第二課専門職
- 4 議事
 - (1) 意見募集の結果等
 - (2) 緊急提言（案）について
 - (3) 意見交換
 - (4) その他

【宍戸座長】 それでは、本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会第20回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

それでは、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について、御案内をいただきたいと思います。また、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から新任の皆様を御紹介いただけるということでございますので、こちらも併せてよろしく願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局を務めます、総務省消費者行政第二課の中川でございます。

それでは、ウェブ会議開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たって必ずお名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。また、ハウリング等防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、また、座長以外は映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを見て、座長から発言する方を指名いただくという方式を進めたいと思っております。発言する際にマイクをオンにして、可能であれば映像もオンにしていいただければと思います。

また、接続に不具合がある等でしたら、申し訳ございませんが、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応させていただきます。

ウェブ会議の注意事項は以上になります。

続きまして、本会議に出席しております幹部職員につきましては、異動があった職員の御紹介をさせていただきますので、私がお名前を呼びましたら一言御挨拶をお願いいただければと思っております。

まず、竹内総合通信基盤局長、お願いいたします。

【竹内総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長に着任いたしました、竹内でございます。

前職はサイバーセキュリティ統括官ということで、本研究会のワーキングで御議論いただきましたトラストサービスの関係を担当しておりました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、今川電気通信事業部長、お願いいたします。

【今川電気通信事業部長】 電気通信事業部長に着任しました、今川でございます。

前職は同じ局の総務課長をしておりました。引き続き、重要な問題だと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 続きまして、吉田総合通信基盤局総務課長、お願いいたします。

【吉田総合通信基盤局総務課長】 7月20日付けで、総合通信基盤局の総務課長に参りました、吉田と申します。

基盤局のほうも5年ぶりの勤務ということになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、大村事業政策課長、お願いいたします。

【大村事業政策課長】 事業政策課、大村です。

前職は、隣の料金サービス課長をしておりました。よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、梅村データ通信課長、お願いいたします。

【梅村データ通信課長】 データ通信課長を拝命しました、梅村でございます。

前職は消費者行政第一課長としまして、青少年のインターネット環境整備などを行っておりました。引き続き、よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、片桐消費者行政第一課長、お願いいたします。

【片桐消費者行政第一課長】 消費者行政第一課長を拝命しました、片桐でございます。よろしく申し上げます。

前職は電波政策課で、日本の5G推進戦略の策定等を行っておりました。よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、小川消費者行政第二課長、お願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 消費者行政第二課長を拝命いたしました、小川でございます。

消費者行政課は7年ぶりということになりますけれども、消費者行政課時代、また、個人情報保護委員会時代にもお世話になった先生方がたくさんいらっしゃいますが、頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 最後に、高田消費者行政第二課企画官、お願いいたします。

【高田消費者行政第二課企画官】 先月、電波部の認証推進室から、こちらに着任いたしました、高田と申します。いろんな検討会等々がございますが、どうぞ引き続き、よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 以上で紹介を終わります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 それでは、議事に入りたいと思います。

前回会合で議論いただきました、インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方について（案）につきましては、構成員の皆様からの議論を踏まえ、意見募集を行うこととしたところです。7月4日から24日までの間、意見募集を実施させていただきました。

事務局において、掲出された意見に対する本研究会の考え方の案を作成いただきましたので、意見募集の結果などと併せて、御説明をいただきたいと思っております。また、いただいた御意見については、次の議題で御説明いたします、インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言（案）に反映をしております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

それでは、資料1のインターネット上の誹謗中傷への対応の在り方について、案に対する意見募集結果について御説明させていただきたいと思っております。非常に数多くの御意見をいただきましたので、主な箇所のみ御説明させていただきます。

まず、3ページ目を御覧ください。意見募集で寄せられた意見の全体像でございます。意見提出数は合計208件いただきました。このうち、団体、法人等からは14件いただきました。また、弁護士の方から7件、そして、個人の方から187件いただいております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。ここからは寄せられた意見を類型化した上で、そのうち主な意見について掲載をしております。時間の関係上、一部の意見について御紹介、また、その中で考え方等につきまして、主に緊急提言（案）のほうに反映をさせていただいたところを御紹介したいと思っております。

まず、4ページ目、総論、検討に当たっての基本的な視点、意見1-1として、インターネット上の誹謗中傷対策の検討に当たっては、多様な観点を適切に実現することを基本

的な視点として、具体的な方策を検討することが重要。意見1-2として、誹謗中傷に関する情報収集・分析・問題設定を行うことや、インターネットサービス事業者の自由な競争とそれを通じたイノベーションの実現への影響を考慮すべきという御意見をいただきました。意見1-2につきまして、御指摘を踏まえまして、誹謗中傷の対処方策について「事業者の創意工夫により、導入を検討することが期待される」という旨を記載させていただきました。

意見1-3、インターネット上の誹謗中傷対策の検討に当たっては、他人に対する誹謗中傷と他人に対する正当な批判とは区別して対応すべきことに留意することが必要という御意見をいただきました。いただいた御意見の中で、意見3は非常に多くの同意見が寄せられたことを申し上げます。

続きまして、6ページ目、意見1-4、他人に対する誹謗中傷と他人に対する正当な批判の区別は難しいという御意見もいただきました。

続きまして、7ページ目、2番のインターネット空間の特性を踏まえた検討の必要性でございます。意見2-1として、インターネットの匿名性に関する特性は、インターネット上での誹謗中傷が問題になることが要因の1つと考えられる一方で、同時に、自由な言論空間の確保という価値も担ってきた点について留意しつつ、検討を深めることが必要。この御意見についても多くの賛同の御意見が寄せられたことを申し上げます。

続きまして、8ページ目、意見2-4でございますが、匿名の陰に隠れた誹謗中傷は許されない、こういった御意見もいただきました。この点、御指摘を踏まえ、この旨を緊急提言（案）のほうにも反映させていただきました。

9ページ目、意見2-5、インターネットサービスの性質等により対応は異なるという御意見をいただきました。これは御指摘を踏まえまして、「インターネット上のサービスの性質は様々であることから、個々のサービスの形態や性質に応じて検討を深めることが必要」という旨を記載させていただきました。

続きまして、10ページ目、3番の権利侵害情報と権利侵害に至らない誹謗中傷の相違への留意でございます。意見3-1といたしまして、他人の権利を侵害する情報（違法情報）に該当するものと、法的に必ずしも権利侵害情報（違法情報）に含まれないものがあり、両者の切り分けをしつつ、対応が異なる点と、対応が変わらない点に留意して、対策を講ずることが必要という御意見をいただきました。

11ページ目、意見3-3として、どのような情報が権利侵害情報に含まれるのかを事

業者が判断するのは容易ではなく、また、法的には必ずしも権利侵害情報に含まれない情報についての対処方法は、基本的に事業者の裁量に委ねられるべき、この御意見につきまして、御指摘を踏まえまして、「事業者にとってそれらの切り分けの判断が難しいことを踏まえ」といった記載ですとか、「基本的には事業者の判断に基づく対応に委ねられるべき」といった記載を追加させていただきました。

続きまして、14ページまで飛びます。4番の総合的な対策の実施の必要性に関する御意見です。意見4-1として、政府として、誹謗中傷の問題について重点的に取り組み、国民や海外事業者を含む事業者に発信していくことが必要。また、意見4-2として、書き込みを行うユーザ、プラットフォーム事業者、被害者、それぞれの対応についての方策を検討することが適当であり、官民が連携して、ユーザに対する情報モラル向上のための啓発活動、事業者による取組や事業者団体による知見・ノウハウの共有、国における環境整備、被害者への相談対応といった、これまでの枠組みを踏襲しつつ、総合的な対策を講じていくことが重要という御意見もいただきました。

続きまして、15ページ目、意見4-3として、誹謗中傷の原因分析や実態調査が必要。この御意見につきましても、御指摘を踏まえまして、「インターネット上の誹謗中傷に関する原因分析や実態調査を行うとともに、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図りつつ、総合的な対策を講じていくことが重要である」という旨を記載させていただきました。

次のページ、16ページ目でございますが、意見4-4として、情報拡散者への対応が重要という御意見をいただきました。この点も御指摘を踏まえ、「情報を拡散する者への対応」の必要性について記載をさせていただきました。

続きまして、5番、プラットフォーム事業者の役割の重要性でございます。意見5-1として、表現の自由に配慮しつつ実効的な取組を実施するために、プラットフォーム事業者による取組の内容や効果を国や一般ユーザ、ひいては社会全体に示す観点から、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保が一層求められるという御意見をいただいております。また、次のページですが、意見5-2として、海外事業者へのイコールフットイング等の対応が求められるという御意見もいただきました。

続きまして、20ページ目まで飛びます。ここからは各論でございます。6番として、ユーザに対する情報モラル向上及びICTリテラシー向上のための啓発活動に関する御意見でございます。意見6-1として、インターネット上の誹謗中傷への対策としては、ユ

一ザ自身の情報モラルが最も重要であり、SNSをはじめとするプラットフォーム事業者や業界団体は、情報モラル教育やSNSの適切な使い方などを含むICTリテラシーの向上の推進や、誹謗中傷を行わないための啓発活動の強化を行うことが必要という御意見をいただきました。6-1についても非常に多くの御意見をいただきまして、賛同の御意見として承るとともに、今後、緊急提言を踏まえて啓発活動を強化していく際には、御指摘の点について留意することが必要だと考えてございます。

また、21ページ目、同旨でございますが、その中で「深刻な誹謗中傷は犯罪として制裁を受ける可能性があることを含めた啓発が重要」という点については、緊急提言に反映させていただきました。また、同じくその下でございますが、「啓発活動の強化を学校等とも連携して行うことが必要」という観点も追記させていただきました。

22ページ目でございます。意見6-2として、啓発活動を推進するに当たっては、そもそも誹謗中傷への対策としてどのような内容の情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動が必要なのか、どのような属性の人が誹謗中傷を行っているのか、どのような内容の情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動が効果的なのかといった点について、産学官が連携して分析を行った上で、真に効果的な対策に取り組むことが有効という御意見をいただきました。

さらに23ページ目、意見6-3として、情報モラル等の発信側の対策だけではなく、受信側の啓発活動も必要という御意見をいただきました。この点につきましても、御指摘を踏まえまして、「発信側の対策だけでなく、ミュートやブロックといったコンテンツフィルタリング機能の活用方法や削除対応の方法、悩みを1人で抱え込まず相談できる窓口の存在についての周知など、受信側の対策も含めた啓発活動」といった旨を追記させていただきました。

さらに次のページ、意見6-4として、社会・経済・心理学といった多面的視点からの検討が必要という御意見もいただきました。この点も御指摘を踏まえ、「産学官民が連携して多面的な分析を行った上で、真に効果的な対策に取り組むことが有効」と追記させていただきました。

さらに、意見6-5として、情報を拡散する者や、それに賛意を示している者に対しても啓発活動を行うことが必要という御意見をいただきましたので、こちらを踏まえまして、情報を拡散し、または賛意を示している者への啓発活動の重要性についても追記をさせていただきました。

続きまして、25ページ目でございます。7の(1)として、プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化についての御意見です。意見7(1)-1、権利侵害情報について、プラットフォーム事業者は、分かりやすい削除等の申告の仕組みを設けるとともに、被害を受けたユーザ等からの申告に応じて、迅速な削除等の対応を実施することが求められる。意見7(1)-2として、権利侵害情報について、自ら大量の情報を常時監視して迅速な対応を取ることを一律に求めるのは適切とは言えないものの、今後、機械学習を含めAIによるアルゴリズムを活用した技術が普及・進展し、コストが低減するなどにより導入が容易になるような場合においては、プラットフォーム事業者は、ユーザや第三者からの申告がなくとも、自らの規約に基づき、主体的に情報の削除等の対応を行うことも期待される。

また、意見7(1)-3ですが、プラットフォーム事業者には、法令を遵守する限度で、サービスを設計する自由があり、規約等に基づき、自らのサービスが認めないコンテンツの種類を定めて、違反するコンテンツに対して削除等の対策を実施することが認められるべきといった御意見をいただきました。この点につきましては、御指摘を踏まえまして、文意を分かりやすくする観点から、「自らの自由なサービス設計において定める規約やポリシーに基づき、主体的に情報の削除等の対応を行うことも期待される」という記載に修正させていただきました。

意見7(1)-4についてですが、権利侵害情報について、プラットフォーム事業者はユーザからの申告のほか、正当な権限及び専門的知見を持った政府機関等からの申告に応じて適切に対処することも求められるという御意見もいただきました。

さらに、意見(1)-5について、権利侵害情報について、政府機関等が違法性の判断を行った上で削除要請を行うことには懸念があり、政府は当該要請に関する透明性・アカウントビリティが必要という御意見もいただきました。この点ですが、コメントとして、政府機関等からの申告があることのみをもって、削除するということを強く求めるものではないということは述べさせていただきます。この点、趣旨を正確にする観点から、「正当な権限及び専門的知見を持った政府機関等からの申告に応じて、速やかに削除可否の判断を行うなど適切に対処すること求められる」という記載に修正をさせていただきました。

28ページ目、意見7(1)-6でございますが、今度は有害情報について、大量の誹謗中傷(有害情報)の書き込みに対しては、プラットフォーム事業者は、過剰な削除等による表現の自由への萎縮効果や不当な私的検閲とならないための工夫を講じつつ、利用規

約等に基づいて自ら適切な対策を講じることが求められるという御意見をいただきました。この点、29ページ目の下のほうになりますが、必ずしも大量ではなかったとしても、こういった有害情報について、対策を講じるべき場合もあり得る余地を残すべきではないかという御意見をいただきましたので、この点を踏まえまして、必ずしも大量ではない場合の誹謗中傷も含まれるように修正をさせていただきました。

次に、意見7(1)-7でございますが、有害情報への対応については、事業者の自主的な取組に委ねるべきという御意見もいただきました。この点につきましては、これらの有害情報の取組はあくまで法的な規律ではなく自主的に行われるものであると承知しておりますが、御指摘を踏まえまして、「自らが定める規約やポリシーに基づき、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて、様々な対応策を自律的に行うことが期待される」と修正させていただきました。

さらに、意見7(1)-8として、有害情報への対応について、コンテンツの削除等だけではなく、AIによる表示順位・頻度抑制等のコンテンツモデレーションや、規約に基づくサービス設計技術(アーキテクチャ)の工夫による何らかの仕組みの導入を検討することに期待という御意見もいただきました。この点、表現の自由に配慮して、情報の受け手が見たくない情報を選択することができるべきという御意見もいただきましたので、ここは御指摘を踏まえまして、これらの仕組みがユーザの選択に応じる形である旨を修正させていただきました。

32ページ目に移ります。意見7(1)-9につきまして、有害情報への対応について、コンテンツモデレーションやサービス設計技術の工夫の仕組みは事業者の自主的な取組に委ねるべきという御意見もいただきました。この点は、やや繰り返しになりますが、御指摘を踏まえまして、「自らが定める規約やポリシーに基づき、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて、様々な対応を自立的に行うことが期待される」、また、「事業者の創意工夫により、導入を検討することが期待される」という記載に修正をさせていただきました。

また、35ページ目の7(2) 透明性・アカウントビリティの向上に移ります。

意見7(2)-1として、プラットフォーム事業者は、自らの取組の透明性やアカウントビリティを確保する方策に取り組むことが重要。また、意見7(2)-2として、透明性やアカウントビリティの具体的な確保方策は、事業者の自主的な取組に委ねるべきという御意見をいただきました。繰り返しになりますが、この御意見を踏まえまして、「それ

ぞれのサービスの規約やポリシーに照らして、過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないかという点についても明らかにさせることが望ましい」と記載をさせていただいております。

38ページ目に飛びまして、意見7(2)-3でございますが、国外のプラットフォーム事業者においては、国外で実施している取組について、可能な限り我が国でも実施されることが望ましく、我が国の利用者に対して分かりやすく、我が国における個別事情に応じた対応が行われることが期待されるという御意見もいただいております。

8番でございますが、40ページ目に飛びます。国における環境整備でございます。意見8-1として、政府は、プラットフォーム事業者と連携・協働し、また、一定の法的枠組みも含めて、プラットフォーム事業者における誹謗中傷に関する様々な取組が円滑に行われるよう支援するための環境整備を行うことが適当という御意見をいただいております。

続きまして、41ページ目、8(1)、事業者による削除等の対応に関する取組についての意見でございます。意見8(1)-1として、我が国において削除に関する義務づけや過料等を科す法的規制を導入することについて、極めて慎重な判断を要するという御意見をいただいております。他方で、42ページ目でございますが、意見8(1)-2として、我が国において削除に関する義務づけや過料を科す等の法的規制を導入すべき、こういった御意見もいただいております。

これにつきましては、パブコメの案ですとか緊急提言(案)に記載のとおり、削除義務や過料の規定が表現の自由への萎縮効果を生むという批判や、削除義務が諸外国で違憲とされた等の動向を踏まえまして、我が国において、こういった削除に関する義務づけや過料等を科す法的規制を導入することについては、極めて慎重な判断を要するという原案の記載のままとさせていただければと思っております。

少し時間が押しておりますので駆け足で進めます。44ページ目、8(2)透明性・アカウントビリティ確保でございます。意見8(2)-1ですが、政府はプラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティ確保方策の取組状況について、随時適切に把握することが適当。意見8(2)-2として、ヒアリングシートの提出要請等に懸念という御意見もいただいております。この点につきましては、プラットフォーム事業者が透明性及びアカウントビリティの確保を図るとともに、それらの取組の効果や課題などが明らかになることで、社会全体としてモニタリング機能が果たされて、プラットフォーム事業者によるさらなる取組が進められていくというサイクルが回っていくことが期待されております

ので、原案のままとさせていただきたいと思っております。

意見 8 (2) - 3 でございますが、透明性・アカウンタビリティの確保に関して、政府の介入は慎重であるべきという御意見もいただいております。この点については、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行う場合には、あくまで透明性・アカウンタビリティに関するものであり、表現の自由の萎縮につながらない形で進めるべきだと思っておりますので、いただいた御意見については参考として承りたいと思っております。

46 ページ目、意見 8 (2) - 4 でございます。政府が取組の把握や評価を行う際はプラットフォーム事業者の多様性や自主性に配慮すべきという意見もいただいております。御指摘を踏まえまして、「各事業者のサービスの多様な規模や性質等に応じて何らかの指標やメルクマールを設定した上で、プラットフォーム事業者による自主的な取組の実績や効果を評価することも考えられる」、また、「可能な限りプラットフォーム事業者の自主的な取組を尊重しながら、官民が連携し、柔軟かつ効果的な取組を模索していくことが重要である」と記載をさせていただきました。

47 ページ目でございます。意見 8 (2) - 5 ですが、具体的な取組の把握や評価については、官民が意見交換を行いつつ、事業者の自主性を尊重しながら行うべきという御意見をいただきました。この点、御指摘を踏まえまして、「可能な限りプラットフォーム事業者の自主的な取組を尊重しながら、官民が連携しつつ、柔軟かつ効果的な取組を模索していくことが重要である」と記載をさせていただきました。

49 ページ目でございます。8 (3) 発信者情報開示について、意見 8 (3) - 1 として、発信者情報開示の見直しが必要、意見 8 (3) - 2 として、発信者情報開示の見直しには慎重な検討が必要、両方の意見をいただいております。この点につきましては、別途行っている研究会で検討を進めていく際の御参考として承りたいと思っております。

最後に、51 ページ目、9 番の相談対応でございます。意見 9 - 1 として、インターネット上の誹謗中傷により被害を受けた者が、様々な観点から相談を行うことが可能な体制整備を官民が連携して取り組んでいくことが必要という御意見もいただいております。

また、その他様々な御意見をいただきましたが、非常に代表的な事例のみ 52 ページ目に最後、記載をさせていただいております。

少々時間オーバーしてしまいましたが、説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

パブコメに非常に多くの方から、短期間であるにもかかわらず、御意見をいただいたと

いうことをごさいますて、この問題への関心の強さが、よく分かりまして、私としても身の引き締まる思いでございます。パブコメをお寄せいただいた事業者、事業者団体、また、個人の方々には、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

そして、パブコメへの対応は、この後の議題でございます緊急提言（案）に関わりますので、その議題に移らせていただきたいと思います。ただいま事務局から御説明いただきました意見募集の結果を踏まえまして、座長の私からプラットフォーム研究会として、インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言を取りまとめることについて、皆様に本日お諮りをしたいと考えております。

まずは、緊急提言（案）の概要について私から御説明を差し上げ、中身の詳細については、事務局から補足の御説明をいただいた後、緊急提言（案）について、自由に御議論をいただきたいと思っております。

そこで、その概要でございますが、プラットフォームサービスに関する研究会は利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方やインターネット上のフェイクニュースや偽情報への対応など、プラットフォームサービスに関する諸問題について検討を行う場として、2018年10月から開催され、上記の論点について2020年2月までに報告書を取りまとめたところでございます。

その後、インターネット、特にソーシャル・ネットワーキング・サービスをはじめとするプラットフォームサービス上における誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえまして、本研究会を再開させていただき、議論を行い、「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方について（案）」について広く意見募集を行いました。

意見募集では、200を超える個人・法人の皆様から様々な論点について幅広い御意見が寄せられたところであります。特に、誹謗中傷対策の必要性、誹謗中傷と正当な批判を区別して対応を行うべきといった検討に当たっての基本的な視点、普及啓発の必要性などについては多くの賛同をいただいたところです。他方で、プラットフォーム事業者に対する削除義務や過料などを科す法的規制の導入などについては、賛否両論の御意見をいただいたところであります。

インターネット上の誹謗中傷は、様々な論点が絡み合う難しい問題であるものの、社会的な関心が高まり早急な対策が必要であるということから、本研究会において緊急提言を行うこととしたいと考えております。本緊急提言（案）は、意見募集において得られた多くの御意見も踏まえた上で、産学官民の多様なステークホルダーが協力して早期に取り組

むことが期待される、その対応の在り方を整理したものでございます。

以上が緊急提言（案）の概要でございます。

それでは、事務局より緊急提言案の中身について、補足説明をいただきたいと思っております。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

それでは、ただいま宍戸座長に概要を御説明いただきました、緊急提言の案の補足説明として、資料2に沿って、パブリックコメントを踏まえて修正、追記等を行った部分を中心に、ポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2の3ページ目を御覧ください。まず、総論、検討に当たっての基本的な視点として、インターネット上の誹謗中傷対策の検討に当たっては、多様な観点を適切に実現することを基本的な視点として、具体的な方策を検討することが重要である。その際、他人に対する誹謗中傷と、他人に対する正当な批判とは区別して対応すべきことに留意することが必要である。

2番のインターネット空間の特性を踏まえた検討の必要性として、匿名の陰に隠れた誹謗中傷は許されないものの、同時に匿名による表現が自由な言論空間の確保という価値も担ってきた点にも留意しつつ、検討を深めることが必要である。また、インターネット上のサービスの性質は様々であることから、個々のサービスの形態や性質に応じて検討を深めることが必要である。

3番、権利侵害情報（違法情報）と権利侵害情報に至らない誹謗中傷（有害情報）の相違への留意でございます。インターネット上の誹謗中傷の書き込みの法的な性格としては、違法情報に該当するものと有害情報とがある。したがって、両者の切り分けの判断が事業者にとって困難な場合があることにも留意しつつ、違法情報と有害情報とで対応が異なる点と対応が変わらない点を意識しながら対策を講ずることが必要である。

5ページ目でございます。4番、総合的な対策の実施の必要性でございます。対策の実施に当たっては、これまでも官民が連携し、ユーザに対する情報モラル向上のための啓発活動、事業者による取組や事業者団体による知見・ノウハウの共有、国における環境整備、被害者への相談対応といった枠組みによりそれぞれ取組を実施してきた。今後も、基本的には同様の枠組みを踏襲しつつ、インターネット上の誹謗中傷に関する原因分析や実態調査を行うとともに、産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を進めて、総合的な対策を講じていくことが必要である。

5番、プラットフォーム事業者の役割の重要性でございます。SNSをはじめとするブ

プラットフォームサービス上での誹謗中傷が深刻化していることから、特にプラットフォーム事業者による積極的な取組が求められる。プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保が一層求められる。

6 ページ目でございます。各論に入ります。

6 番のユーザに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動でございます。SNSをはじめとするプラットフォーム事業者や業界団体は、情報モラル教育やSNSの適切な使い方、この点について、発信側の対策だけではなく、ミュートやブロックといったコンテンツフィルタリング機能の活用方法や削除対応の方法、また、悩みを1人で抱え込まず相談できる窓口の存在についての周知など、受信側の対策も含めた形でICTリテラシーの向上の推進や、また、深刻な誹謗中傷は犯罪として制裁を受ける可能性があることも含めた誹謗中傷を行わないための啓発活動の強化を、学校等とも連携して行うことが必要である。さらに、産学官民が連携して多面的な分析を行った上で、真に効果的な対策に取り組むことが必要である。

7 番、プラットフォーム事業者による取組でございます。SNSをはじめとするプラットフォームサービス上での誹謗中傷対策については、自由な言論の場を提供するプラットフォーム事業者による自主的な取組が特に重要であり、この取組を促進するための環境整備が必要である。

7の(1)プラットフォーム事業者による削除等の対応の強化でございます。まず、権利侵害情報(違法情報)については、プラットフォーム事業者は、分かりやすい削除依頼等の通報・申告の仕組みを設けるとともに、被害を受けたユーザ等からの申告に応じて、迅速な削除等の対応を実施することが求められる。また、プラットフォーム事業者は、ユーザや第三者からの申告がなくとも、自らの自由なサービス設計において定める規約やポリシーに基づき、主体的に情報の削除等の対応を行うことも期待される。さらに、7ページ目の下のほうですが、一方で、個別の誹謗中傷の書き込み、有害情報に当たるものについては、法的な根拠に基づく対応を求めることは困難であり、基本的には事業者の判断に基づく対応に委ねられるべきである。しかしながら、プラットフォーム事業者は過剰な削除等による表現の自由への萎縮効果や不当な私的検閲とならないための工夫を講じつつ、自らが定める規約やポリシーに基づき、各事業者のサービスの規模や仕様等に応じて様々な対応策を自律的に行うことが期待される。また、その際、コンテンツの削除等だけではなく、コンテンツモデレーションや、規約やポリシーに基づくサービス設計技術(アーキ

テクチャ)といった工夫による何らかの仕組みについて、事業者の創意工夫により、導入を検討することが期待される。

7の(2) 透明性・アカウントビリティの向上につきましてです。利用者が安心・信頼してプラットフォームサービスを利用することができるよう、自律的な情報の削除等の対応に加えて、それらの取組が適切に行われていることが利用者や社会全体に対して明らかにされることが望ましい。また、それぞれのサービスやポリシーに照らして、過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないかという点についても明らかにされることが望ましい。

9ページ目でございますが、透明性やアカウントビリティの確保方策について、グローバルにサービスを提供している国外のプラットフォーム事業者においては、米国や欧州のみで実施しており、必ずしも我が国では実施されていない場合があるところ、これらの取組について、欧米と我が国の間の誹謗中傷の流通状況、社会状況、法制度等の違いに留意しつつ、可能な限り我が国でも実施されることが望ましい。

さらに10ページ目でございますが、これらの取組により、社会全体としてのモニタリング機能が果たされ、それらの反応を踏まえてプラットフォーム事業者によるさらなる取組が進められていくというサイクルが回っていくことが期待される。

8番の国における環境整備でございます。政府は、プラットフォーム事業者と連携・協働し、また、一定の法的枠組みも含めて、プラットフォーム事業者における誹謗中傷に関する様々な取組が円滑に行われるよう支援するための環境整備を行うことが適当である。

8の(1) 事業者による削除等の対応に関する取組でございます。これらの取組について、違法情報について、一定の削除義務や適切な対応を行わなかった際の過料を科す法的規制を導入することが必要であるという声もある。この点、削除義務や過料規定が表現の自由の萎縮効果を生むという批判があることや、削除義務規定が違憲と判断されたこと等の諸外国の動向を踏まえると、我が国において削除に関する義務づけや過料等を科す法的規制を導入することについては、極めて慎重な判断を要すると考えられる。

11ページ目でございます。8の(2)でございます。透明性・アカウントビリティの確保。プラットフォーム事業者による誹謗中傷対策の取組に関しては、透明性・アカウントビリティの確保方策がまずは自主的に進められることが重要であり、政府は、それらの方策の取組状況について、ヒアリングシートの提出を求めること等により、本研究会等の場を通じて随時適切に把握をすることが適当である。その際、各事業者のサービスの多様

な規模や性質等に応じて、何らかの指標やメルクマールを設定した上で、プラットフォーム事業者による自主的な取組の実績や効果を評価することも考えられる。これらにより、可能な限りプラットフォーム事業者の自主的な取組を尊重しながら、官民が連携しつつ、柔軟かつ効果的な取組を模索していくことが重要である。今後、仮にこれらの自主的なスキームが達成されない場合、あるいは、誹謗中傷の問題に対して効果がないと認められる場合には、プラットフォーム事業者に対して、透明性・アカウントビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや、透明性・アカウントビリティに関する法的枠組みの導入の検討など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当である。

8の(3)発信者情報開示についてでございます。同制度の見直しについては、別途総務省において開催している発信者情報開示の在り方に関する研究会における議論に委ねることとし、同研究会と連携し、総合的な誹謗中傷対策を検討していくことが適当である。

最後でございます。9番、相談対応。インターネット上の誹謗中傷により被害を受けた者が、様々な観点から容易に相談を行うことが可能な体制整備を官民が連携して取り組んでいくことが必要である。また、その際、総務省においては、違法・有害情報相談センターのさらなる体制強化を図ることが必要である。

私からの説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、緊急提言(案)について、皆様から自由に御意見などをいただきたいと思っております。資料中の項目に沿って、何回か時間を区切って御議論をいただこうと思っております。また、最後にまとめて全体に関する自由討議の時間も設けさせていただきたいと思っております。

そこで、まず、緊急提言(案)の3ページでございますけれども、「はじめに」と冒頭、私から御紹介させていただいたところでございますけれども、これの書きぶり、内容等について御質問、御意見があればお願いしたいと思います。前にも事務局からお話がありましたが、御意見等ございます場合には、スカイプのチャットの機能で私に御連絡をいただければと思います。

それでは、「はじめに」について、いかがでございましょうか。大谷さん、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。ありがとうございます。

「はじめに」の内容を入れていただいたことによりまして、プラットフォームサービス

研究会の問題意識というのがより伝わりやすくなったと思いますので、その点では、大変短い部分ですけれども、重要だと考えております。

「はじめに」の文書そのものというものではないのですが、緊急提言の位置づけが少し分かりにくいところがあるのではないかと感じておまして、誰に宛てて緊急提言を出しているのかということは、それぞれの立場の方が受け止めてくださいということに恐らくなってくると思うんですが、プラットフォームサービスの提供者だけではなく、そこで実際に被害を受けられている方々であるとか、また、それを支援する方、様々な立場の方に対して、研究会の考え方を整理してお示しするという性格のものであるとは思いますが、そこが曖昧なままで、誰に対してどう受け止めてほしいのかといったことが少し伝わりにくいままで示されていることが若干気になっておまして、緊急提言というものをまとめて提示して、そして、本来であれば、その後フォローアップというか、提言に合わせてどのような施策が講じられて、どのようなステークホルダーに何をしてもらって、例えば、1年後とか、そんなに1年も悠長なことは言っていられないかもしれないんですけども、半年後ぐらいに状況はどう変わったのかというのを、また確認する場を持つとか、そういった大きな流れの中のスタートラインに緊急提言があるんだと思うんですが、他の立場の方がどのように行動していくことを求めているのか、そういったことがもう少し伝わる言葉が、「はじめに」とは別なもので結構だと思いますけれども、盛り込まれるか、あるいは、全体のエグゼクティブ風サマリーみたいな形で用意されることが必要ではないかと感じておまして、この機会に発言させていただいたということでございます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。

「はじめに」について、今の大谷構成員の御指摘に対するものも含めて、何か御意見等ございますでしょうか。「はじめに」については、ひとまず今の大谷構成員の御意見でよろしいでしょうか。私も少し考えるところが、今の御指摘を受けて、あるのですけれども、緊急提言全体の位置づけにも関わるかと思っておりますので、全体の質疑討議の中で、少し御議論させていただきます。ひとまず御意見として承りました。ありがとうございます。

それでは、次に、3ページ目からの総論のうち、1、検討に当たっての基本的な視点、2、インターネット空間の特性を踏まえた検討の必要性、2つの項目について御意見をいただきたいと思っております。これも御意見、コメントございます場合には、チャットでお知ら

せいただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。

4 ページ目の 2 番目になるのですけれども、このところでインターネットの匿名性の件が書いてあるのですが、ここで、「匿名で気軽に」と言い切ってしまうといいのかというのが先日から私は疑問がございまして、インターネットの匿名性というのは確かにそうなんですけれども、実は匿名ではないというところが、どうしても引っかかってしまうのですが、この書きぶりによろしいのかというのがいま一つ、引っかかかっているところですが、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 木村構成員、ありがとうございます。

この点どのように工夫に受け止めるかはやや難しいところで、例えば、曾我部先生の研究会で議論されているとおり、発言、書き込み等に問題があるような表現があった場合に、それに対して一定の法的手続をとることによって、最終的に、匿名性が剥がれ、発言者の氏名等が特定されるということがあるので、完全な意味で匿名性がインターネット上で保障されているわけではないというのは、そのとおりだろうと思います。

むしろここで申し上げたいのは、フィジカル空間での表現と比べると、インターネット空間での表現をする場合には、匿名というはっきりとした特徴があり、そうであるからこそ、誹謗中傷がインターネット空間で起きやすいといったことを指して、匿名で気軽に書き込むことができるという特性があるという表現をしていると私は理解しております。

ここで、いや、そんなに匿名ではないとか書き始めると、それはそのとおりですけれども、インターネット空間で表現をするときには匿名であることが多く、それが剥がれないことも多いということによる誹謗中傷の議論との関係で、やや焦点がぼやけるような気もいたしまして、私はひとまずこのままでよろしいのかと思っているところではあります。

さらに、木村構成員からでも、ほかにも御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

崎村さん、チャットでのご指摘ありがとうございます。匿名と「解釈」しているというのもそうなんですけど、少し違うのかという気もします。

【木村構成員】 木村です。よろしいでしょうか。

【宍戸座長】 お願いします。

【木村構成員】 例えば、どういう書きぶりかは置いておいて、ニュアンスとして匿名

に見えると、一見匿名みたいな、そんな感じなのかと少し思うのです。足跡が付いていないように見えるけど、実は付いているというところがあるので、ただ、焦点がぼけるとおっしゃるのは、たしかそのとおりですけれども、言い切ってしまうのに抵抗があると、そういう感じなんです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、寺田さんに書き込んでいただきましたけれども、匿名性が高くという表現が一番、事柄に即しているだろうという気がいたします。多分これであれば、木村さん、崎村さんから御指摘いただいた中身をきちんと反映しているのかと思います。その方向で考えさせていただいてよろしいでしょうか。

【木村構成員】 では、この方向でお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかに、総論1、総論2についていかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、またお気づきの点があれば、御指摘をいただくことといたしまして、次に、総論のうち3、4ページの終わりですが、権利侵害情報（違法情報）と権利侵害に至らない誹謗中傷（有害情報）の相違への留意、それから、5ページ目の総合的な対策の実施の必要性、そして、5番目のプラットフォーム事業者の役割の重要性について、これも御質問、コメントをいただければと思います。よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。4ページの終わりから5ページにかけての総論的な記述でございますが、森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。森でございます。

すごく細かい話なんですけれども、注になっています米印のところの、1行目の「個別の誹謗中傷の書き込みであっても、特定の者が継続して大量に行うことにより、社会的受忍限度を超える」というところの、特定の者というところが若干気になっていまして、恐らく特定の者の趣旨は、ある1人の人がたくさん書くと、それによって違法となるということですが、本当にたくさんの人でたくさん書くと。1人としては少ししか書かない場合に違法にならないのかという問題があると思います。

これについては、後ろの7番のところの詳細にお書きいただいているので、そこでお話をしたいと思っています。頭出しみたいなことで申し訳ありません。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ここでは、ひとまず例示的なところとして、同一の者が連続して大量に行う場合を想定していたわけですが、おっしゃるような書きぶりも含めて、あとで7のところの御意見いただけるということですので、そのとき、

また御議論いただきたいと思います。

それでは、生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 ありがとうございます。僕からは主に5ページの5のプラットフォーム事業者の役割の重要性のところに関して、直接、書きぶりに関わるかは定かではないのですが、先ほどのパブリックコメント等でも少し触れておられましたように、今回の取組として、可能な限り情報の削除を進めていくという以外の方法、そして、事業者の自主的な創意工夫に基づく取組というのをどう進めていくか、そして、まさにいまだ見えていないものを含めて、あらゆる方法を模索していくかということが大変重要なのだと感じているところでございます。

そうしましたときに、個人的に様々な報道等を見ている、実際に様々な、創意工夫にあふれた取組が出てきているかということも感じているところです。ちょうど今日の朝の新聞で、LINE様、誹謗中傷への対策ですとかフェイクニュースへの対策に関して、自社の取組に対してパブリックコメントを自社で実施していくといった報道がなされているのを見まして、私自身はこういったことを特に利用者、社会との対話というものをこれまで以上に進めていく上でも、非常に有益な取組なのかと感じていたところです。

それから、別のところでは最近、フェイスブック様が漫画を起用して、プライバシーについての在り方の説明のコンテンツを作られたりと、国際的プラットフォームですが、極めて日本のローカルに適した、まさに創意工夫の例かとも思いますし、また、ほかにも、これは以前から別のテーマでも様々な形で取り組まれてきていたところですが、国内外の事業者さんを含めて、必ずしも我が国に焦点を絞ったものでなくても、自社の取組に関する第三者委員会のようなものをプラットフォーム事業者自身が求めて、その適切性を諮問するといった取組というのも国内外問わず、行われ始めてきているところかと思えますところ、このことというのは、ある意味では、これまでのマスメディアが行ってきたようなテレビの番組審議会ですとか、新聞の紙面審議会ですとか、そういったものを強く参考にされている部分もあるのかと感じているところです。

そういったときに、私自身、自主共同規制というものをやっている中で、共同規制という、どうも国と、それから規制対象の2者、自主規制であっても共同と真ん中は置かれるところではあるのですが、広く社会、あるいはユーザも含めた部分というのがアクティブに、そこに対してどう参加して意見を言っていくかということも極めて重要な共同作業だと考えておりますところ、そういった双方向的な対話の取組をどのように進め

ていくかというのは、まさに創意工夫が非常に生きてくるところかと感じております。

そういったときに、5番のところに関して、今のところ、どちらかという、まさにプラットフォーム事業者がちゃんと透明性ですとかアカウントビリティを確保していくと、発信という部分を重視して書かれているように見受けられた、印象を受けたのですけれども、まさに対話といった側面も、もしかすると少しキーワードとしては含めてもよいのではないかと感じたところです。

以上でございます。

【宍戸座長】 生員構成員、ありがとうございます。これは一応、4の終わりのほうでステークホルダーによる協力があって、その中には様々な対話があるだろう。それを受けて、特に5でプラットフォーム事業者の役割の重要性を特出ししているところでございますけれども、先ほど森先生からも御指摘がありました7の書きぶりにも関わると思いますので、ひとまず御意見として承って、さらに、この後、議論させていただきたいと思いません。

それで、崎村構成員、お願いできますか。

【崎村構成員】 崎村でございます。このようなすばらしいレポートを短期間におまとめいただきまして、ありがとうございます。

細かい話なんですけれども、最近、発言とか、あるいは記述を非常に切り取って、都合よく解釈するのが多々ございますので、そういう観点からすると、3の権利侵害に至らない誹謗中傷という、「権利侵害に至らない」というところが少しだけ気になるんです。権利侵害に至らないんだからやってもいいんだみたいに解釈してしまう人たちもいるかか思いますので、もしよろしければ、脚注とかを付けていただいて、これが、誤解があまり起きないようにしていただけると、よろしいかと思えます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。3の本文を見ていただくと、誹謗中傷の中にも二通りあると書いてあるわけですが、見出しの3だけ見ると、権利侵害に至らない誹謗中傷が、そこだけ見ると際立つということですよ。

【崎村構成員】 そうそう、そこだけ読んで、そこだけ切り取る人がいるだろうと。

【宍戸座長】 なるほど。おっしゃる御趣旨を踏まえると、誹謗中傷の内での権利侵害情報と権利侵害に至らないものの相違への留意という書きぶりになっていけばよろしいという感じでしょうか。

【崎村構成員】 そうですね。

【宍戸座長】 分かりました。これは、またこれも全体の議論を踏まえて、どうするか御検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

曾我部先生からチャットで御指摘をいただいておりますけれども、個別の誹謗中傷の書き込み、だから、もともと個別の誹謗中傷の書き込みで権利侵害に至らないもの、あるいは、有害情報にとどまるものであっても、今、御指摘いただいた点からしますと、注の部分も少し書きぶりに工夫が必要ということになるろうかと思えます。承りたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、ほかに3、4、5について、何か御意見ございますでしょうか。森先生もチャットでありがとうございます。否定的表現といったときに、正当な否定的表現でもともと誹謗中傷から外れるものもあるので、誹謗中傷以外の書きぶりも難しいところですよ。そこも、これからさらに御議論いただければと思えます。

ほかはいかがでしょうか。ひとまずよろしければ、各論のほうで御意見をいただければと思えます。具体的に申しますと、6ページの各論の6、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動についてお願いしたいと思います。

新保先生は総論の部分でしょうか、各論の部分でしょうか。いずれにしても、お願いできますでしょうか。

【新保座長代理】 各論部分ですけど、よろしいでしょうか。

【宍戸座長】 お願いします。

【新保座長代理】 では、各論部分につきまして、6のユーザに対する情報モラル、ICTリテラシーという点ですけども、こちらは普及啓発とか啓発活動の重要性、実効性については、長らくいろいろな面で、いろいろな取組がなされてきたわけですけども、情報モラル、リテラシー向上が重要であることは言うまでもないわけですけども、一方で、情報モラルについては、モラルがないからこそ、モラルに関する意識が欠如していると。それによって誹謗中傷の問題が生じているという現状があるわけですから、これも地域とか学校の連携とか、幾度となく取組がなされてきたわけですけども、なかなか実効性が目に見える形では期待はできませんし、実際に実効性がある形で何か取組がなされている、その効果ははっきりと出ているというところも、なかなか測定するのも難しいのかと思えます。

以下の両面の対応として、学校における情報モラル教育と社会的な普及啓発、2つの側

面からの取組が従来から行われてきて、また、今後もその点が重要であると思えますけれども、まず、学校における取組として、この点はあくまで意見ですので、この内容について、特に今後、何か修正が必要ということではなく、今回の記述をきっかけに今後少し考えていただきたいというところの意見ですけれども、2つなんです、1つは学校における、そもそもの情報教育そのものの在り方をもう一度、考えることを今後、考えていくべきではないかと。これは総務省における取組ではなく文部科学省における取組がメインになってくると思えますので、現在に至るまで小学校、中学校では道德の科目で情報モラルをやっています。学習指導要領でも道德と位置づけているわけですが、一部技術課程の科目に入っていたり、高校では情報の科目に、個人情報知的財産保護と情報モラル、職業人として求められる倫理感ということで、あくまで、ほんの一側面として、この部分はモラル、道德という形で教育の現場では授業がなされていて、他の数学とか国語とか主要科目と比べると重要性がかなり低いという現状があります。

ですから、そういった点をまず、見直すべきではないかというのが1つ目と、もう一つは、社会的な普及啓発というのは、e-ネットキャラバンであるとか総務省の取組も様々な取組がなされてきているわけですが、ひとえにインパクトが足りない。これは冗談のように申し上げますけれども、冗談ではないんですが、ユーチューバーとの協力とか、そういう形のインパクトがかなりある取組を行うことで、社会的な普及啓発ということを提案させていただきます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。具体的な方策は置いておきまして、今、御指摘がありましたように、これまで情報教育で行われてきた取組だけでなく、今の学習指導要領で私の関わっている範囲で言いますと、新しく高校でできる公民科の公共においても、この種の問題は、例えばルール形成であったり、人の権利を傷つけないといった観点から取り上げられるところも多いところでありまして、少し有機的な連携を教育現場と図っていく必要があるだろう。また、今、新保先生から御指摘いただきましたけれども、より一般の利用者に、平たい言い方で言うと、刺さるようなモラルの普及の方策を、今までのやり方を超えて取り組んでいく必要があるのではないかとということだろうと思えます。

この点、事業者及び事業者団体においても、また、今までとは違う様々な取組を展開されているかと思えますので、そういったものと併せて、まさに産学官民で連携した取り組み方があるかと思えます。この点も引き続き、議論させていただければと思います。

それでは、宮内先生、お願いいたします。

【宮内構成員】 宮内でございます。

かなり細かいことで恐縮なんですけど、今の6の2ポツ目のところで、いろいろな啓発活動ということで様々なことが書いてあるんですけど、1点、ここに追加して、こういった誹謗中傷によって傷ついている人がいるんだ、あるいは、大量の心ないものによって亡くなってしまった方もいらっしゃるということを、そういう事実を広く知らしめていくと。今だとみんな知っていると皆さん思っているかもしれないけど、これを折に触れて、そういった自分たちのやっていることが人を傷つけているんだということを、いろいろな人に知らせるという活動が非常に重要だと思っております。

私からは以上です。

【宋戸座長】 宮内先生、ありがとうございます。6のモラルの内容のところでは若干強めに書き込んでいるところではあるのですが、まさにおっしゃるようなことがモラルあるいはリテラシーの教育の中で非常に重要な論点になるというのは同感でございますし、その点の取扱いも少し考えさせていただきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。6の今、申し上げたのは、それぞれのユーザが個人として尊重しとか他人が傷つく可能性を云々といったところでございます。

【宮内構成員】 そういう形でよろしいかと思っております。そのとおりなんですけども、2ポツ目のところで、こういうことをやりましょうというところに、あまりそういったことが書いていなかったのが気になったという次第でございます。

【宋戸座長】 分かりました。ありがとうございます。つまり1ポツ目で書かれているようなことを踏まえた上で、あるいは、そういった事例があったということも含めて、ちゃんと普及啓発をやっていくべきということがもう少し強く出ているほうがよろしいのではないかということですね。

【宮内構成員】 例えば、ACの広告みたいに、こういうことがあるんだというのを出すのがあるじゃないですか。そういうものを含めて、広くやっていったらいいかと思う次第です。よろしく申し上げます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。承りました。

ほかにも、それでは、手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚です。どうもこのような資料をまとめていただいて、ありがとうございます。

今の6のところ、最後のポツの3つ目のところなんですが、最後のところの文章で、「産学官民が連携して、多面的な分析を行った上で」と、これは非常に重要なワードだと思っていますが、これは横の広がりを見せていると私としては見えているんですが、世代を超えたところの広がりというのも重要かと思っていて、特に今の教育の視点から言うと、小中高などの人、それと社会人、さらには年配のデジタルデバイドの世代に入るかもしれませんが、そういう方たちを含めて、日本全体がこういうものに対して多面的に捉えていくと、その辺の表現をもう少し強調していただけるとありがたいかと思っています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。いろいろ皆さんのおっしゃることと重なってしまうのですが、私も利用者の啓発についてなのですから、もちろん学校での啓発は大事ですけれども、それ以外の地域ですとか社会ですとか、そういったところでも大人の方にもきちっと取組をしていただくことが重要と考えております。

と申しますのは、コロナの関係で、先日、岩手に初めて感染者が出たときに、かなりの誹謗中傷が出たと聞きました。本当にこういうことが繰り返されてしまう、それは学校教育では決して補えないもので、大人の方も自分たちが本当にそういうことをやっていけないと分かってやっているのか、それとも不安なのでやっているのか、それは私には分かりませんが、そういうときに、あのときはたしか知事が止めてくださいという記者会見をなさりましたけれども、本当にあらゆる手段を取って、あらゆる媒体でそういう教育というか、リテラシーに対して伝えることが必要ではないかと思っておりますので、先ほど構成員の方々がおっしゃったようなことは、ぜひ学校教育だけではなくて、いろいろな方にあらゆる媒体を作って、それは3ポツ目にこれから取り組むことが有効と書いてあるんですけれども、2ポツ目のところで様々なところと連携しとか、そういう書きぶりにしていただければいいかと思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 崎村でございます。ありがとうございます。

木村構成員のおっしゃることに全く同意でございます、前回の研究会で、日本人も最近、昔はそうでもなかったけれども、最近は物理的な暴力はいけないことだと分かるようになったと思うのと、それを物理的でない論理的な暴力である言葉にも広げていくよう

にというお話をしましたが、実際に、コロナだと投石とか起きているみたいなので、匿名の陰に隠れれば何でもやるんだという意味で、非常に失望しております。

ですので、そういう広い意味で啓蒙、あと、それがやっちはいけないことなると、その行動が何を引き起こしかねないのか、人の死に至るかもしれないのだということがきちんと伝わってない、想像力が働いていないところがあるように思われます。実際に想像できない人たちというのは非常に多いらしいので、そういった意味では、本当に木村構成員がおっしゃったように、広く普及啓発活動をしていくことは重要だと思いますので、ぜひ。ここの文の修文で言うならば、傷つく人もあるとか、それよりももっと強い、最悪死に至るとか、そのぐらいのことを書いてもいいのじゃないかと思っております。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。6についても様々御意見をいただきましたので、後で全体を含めて文章の書きぶりについて御相談させていただきたいと思いますが、6の項目について、さらにございますでしょうか。

よろしければ、各論の7、プラットフォーム事業者による取組、6ページから10ページまで、そして、10ページには8として国における環境整備、こちらも長く続いて12ページまでございますけれども、7と8の項目について、御意見、あるいは、御質問等をいただければと思います。いかがでございましょうか。

森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。まず、7のほうから申し上げますが、7ページの一番下のポツのところなんですけれども、これは上のポツ、また、権利侵害情報、違法情報についてというところから続いていまして、下から2番目のところです。下から2番目が権利侵害、違法情報で、その次に有害情報、違法ではない情報となっていまして、権利侵害情報のほうは下から2番目のポツの一番下の米印の前の行、迅速な削除等の対応が求められると。一方でということで、有害情報のほうに行きまして、例えば、不特定多数の者による権利侵害に至らない個別の誹謗中傷の書き込みについては、法的な根拠に基づく対応を求めることは困難であり、基本的には事業者の判断に基づく対応に委ねされるべきであると。もちろん権利侵害に至らないということなので、そのとおりののですが、何となく不特定多数の者による、ばらばらの誹謗中傷については有害情報になりがちだというインプリを含んでいるような印象を受けます。

その後、「しかし、書き込まれた被害者にとっては大量の誹謗中傷の書き込みは大きな

精神的苦痛になることも想定されることから、こうした大量の誹謗中傷をはじめとした有害情報の書き込みに対しては」ということなんですけれども、このように、被害者にとっては、大量の誹謗中傷の書き込みが大きな精神的苦痛になるということになりますと、これは有害情報とは言い切れないパターンであろうかと思えます。

前回も大量の誹謗中傷、「死ね」とかそういう書き込みについて、「気持ち悪い」とかそういうことが、多くの人によって書き込まれるのか、1人でたくさんやるのかという御指摘があったと思いますが、これを区別すべきであるという御指摘があったと思いますが、これはもちろん区別されるべきなんですけれども、どのように区別されるかというのと、1人でたくさん書いたら違法ですと、たくさん大人数で少しずつ書いたら有害情報ですと、そういうことでは必ずしもなくて、大人数でばらばら書いた、1個ずつしか書いていない、私は1回「死ね」としか書いていないということであっても、権利侵害情報になり得るということがありますので、これは、みんなで少しずつ書いたら有害情報だとは必ずしもならないように表現していただいたほうがいいかと思っています。

名誉感情侵害の場面では、平成22年の最高裁の判決も、本件スレッドの他の書き込みの内容を判断において斟酌すると言っています。シンプルに考えれば、同じ書き込みが、人の書いたことによって違法になったり、適法になったりするというのは少し妙な感じがするかもしれません。

ただ、それはそうなんですけれども、書き込むときに、既にその書き込みをする人にとっては、その場の状況が、これは、最高裁の判決はスレッドですけれども、いわゆるコメント欄がどのような状況になっているかというのを、多くの場合は認識して書き込むということになりますので、みんなが罵倒しているところに乗っかっていったら、それは1回しか書いていなくても権利侵害情報になり得るということがありますので、1人でたくさん書いたら違法だけれども、みんなで少しずつ書いたら有害情報というシンプルな話にならないように、特に今回、プロレスラーの方が自殺したようなケースについては、これは違法情報の問題だと整理をしていただく、権利侵害情報だと整理をしていただくことが重要だと思いますし、また、そうしないと、このように大きな精神的苦痛、受忍限度を越えるようなものについて、それは有害情報で、しばしばそのような状況を巻き起こすのである、生じるのであるという話になってしまうと、それは有害情報規制を作る、規制対象となる情報の範囲を拡大することになってしまいますので、表現の自由の観点からも望ましくないことかもしれませんので、その点について御修正をお願いしたいと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に、崎村さん、お願いします。

【崎村構成員】 どうもありがとうございます。崎村でございます。

この中で、7ですけれども、削除に寄っている感じがするので、対策としては、削除の以前に、前回はナッジという話が出てきたかと思いますが、投稿者に対して、1回考えることも促すような、フェイスブックさんがやっておられた取組というの、分かりやすく見出しで出てくるとよろしいかと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、次に寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 寺田でございます。よろしくお願いします。

私は7、8、特に8です。国の対策という部分で、これと関係して、4の総合対策のところで分析とか実態調査、こういったものを産学官民でという部分があるんですが、この辺の個別の各論のところで、あまり強調されていないというのがあって、もう少しプラットフォームであったりとか産学官民で対策を考えていく。一番重要なのは、恐らくノウハウを共有するであるとか、そういったところが重要になってくるんだと思いますけれども、そういった部分を何らか、どこかもう少し強調していただけるものがあつたほうがいいんじゃないかと思いました。

部分的には、相談対応のところで、相談のそれぞれの窓口が連携を深めて、定期的な意見交換の機会というのがあるんですが、これと同じような形で、もう少し大きな形での意見交換といったものがあればいいんじゃないかと、そういったものが想定できるようなものが入っていればいいんじゃないかとは思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、御指摘の点は、5ページの最後のポツの(2)のところで、事業者団体による知見、ノウハウの共有は、ひとまず総論として、前回の御指摘を踏まえて書き入れてみたんですけれども、もう少し強く、各論の中でもあつたほうがいいという御趣旨ですか。

【手塚構成員】 はい、そうです。

【宍戸座長】 分かりました。承知しました。

それでは、続いて生貝先生、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私のほうから手短かに3点ほどなんですけれど

も、まず、1点目については、先ほど総論のところでも申し上げたこと、まさに7の2等に関わるところでございまして、特に具体的には9ページの最後のところに、プラットフォーム事業者の具体的な取組について求めることと書かれておりますけれども、まさにここに書いてある規約やポリシー、透明性レポート、苦情受付プロセスといった、ある程度ソリッドなことはしっかりやっただきつつ、それに加えて、ある程度オープンエンドな形で対話の在り方でございますとか、あるいは、情報発信コンテンツの在り方等、そういうことに言及して、まさに、ベストプラクティスのようなものを共有していくことも視野には入れることが考えられるのかと感じたところが1点でございます。

それで、2点目、国における環境整備、8番のところに関しまして、これもふわっとしたことにはなるのですけれども、御承知のとおり、この分野における規律の在り方というのは国際的に非常に大きな動きがあるところで、特にヨーロッパやアメリカ等においてもここ1年、2年ほどで枠組みというものが非常に大きく変わってくるタイミングかと思っています、特にプラットフォームの責任というところに関して。

そういった中で、我が国の文脈、上で申し上げたことを含めて対応していくことが必要ではあるのですけれども、ある種、特にグローバルプラットフォームの場合は、いかにローカルに対応してもグローバルに活動していることは変わりありませんので、そういう国際的な制度の枠組みの在り方に対して、国が様々なフォーラムでどういう役割を果たしていくべきなのかということも、明記するかどうかを含めて重要な視点なのかと感じたところです。

そして、3点目といたしまして、11ページの8-(2)の最後のポツです。仮に自主的なスキームが達成されない場合、あるいは、効果がないと認められる場合ということについて、こういう視点は非常に重要だと考えておりますところ、他方で、よりフォーマルな、具体的な枠組みを示したほうがよいのかどうかを考える基準というのは、もしかすると、この2つには限られないのかといったことも考えています。

自主規制や共同規制のみの枠組みですと、特に自主規制ですと、ちゃんとしっかりと取り組んでいらっしゃる事業者さんと、どうしてもそうではない事業者さんというものが出てきてしまうといった問題がある。あるいは、枠組みというの、具体的な基準を示したほうが、より事業者様も取り組みやすいということも場合によってはありましようし、あるいは、まさに特に透明性・アカウントビリティといったことは、国民の表現の自由、自由な情報流通というところにも、まさに深く関わるところでございますので、あらゆる政

策問題について、自主規制、共同規制、政府規制といったときに、常にどれかが望ましいということではなく、様々な観点から評価していく必要がある。もしかすると、多面的なこうした評価基準といったものも、明文ではどうするかともあれ、考えてもよいのかと感じた次第です。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、新保構成員、お願いいたします。

【新保座長代理】 慶應義塾大学の新保です。私からは短いコメントですけれども、この前提として、日本の法令に基づく取組ということの特に明記しなくてよいか。海外の事業者が、特に国内法令に準拠した取組を実施するといった場合に、前提として日本国内の法令に基づく取組を前提とするわけですが、この点は電気通信事業法改正によって外国法人等に対する法執行の実効性の強化が図られたところですが、それによって対応するののかということも含めて、この点についての言及がなくてよいか、以上、コメントです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、宮内先生、お願いします。

【宮内構成員】 割と細かいことで恐縮なんですけど、7ページの一番最後のところから8ページにかけて、「こうした大量の誹謗中傷を始めとした有害情報の書き込み」と書いてあるんですけども、要するに、大量じゃなくて問題になるのはどういう場合かと、私は想像できなかったの、これはどういう想定かというのを教えていただきたいというか、「始めとした」なんて書かなくてもいいんじゃないかという意見でございます。

ここを修正した理由は、資料1の29ページに、これに関する御意見があったと思います。ただ、この意見を言っている人は、たとえ1通であっても被害者にとって大きな精神的苦痛になることも想定されるということで、1通で大きな精神的苦痛だったら、そもそも違法情報ですよ。ですから、この意見自体はそんなに強いことを言っていないと思うので、これに対応して、何も「始めとして」と書かなくてもいいんじゃないかと思ったという次第でございます。

細かいことで恐縮ですが、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今のは短い指摘でございますので、事務局のほうで、今の宮内先生の御指摘に何かございますか。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

御指摘のとおり、ここは修正前と言いますか、パブコメにかけさせていただいた段階では、大量の誹謗中傷のみの対応を求めるような記載に読めてしまっていたところがあって、

これは恐らく研究会としても、事務局としても、そういう意味ではなく、あくまで有害情報全般についての対応について記載をしている箇所だと思ったことですから、原文から少しずらす形で、「大量の誹謗中傷を始めとした有害情報の書き込みに対しては」と変えさせていただきましたが、ただ、ここは有害情報一般についての記載であると総意を得られるのであれば、わざわざ「大量の誹謗中傷を始めとした」というのは書かなくていいと思いますし、あるいは、先ほど森構成員からいただきました、むしろ大量の誹謗中傷がある場合には有害情報というよりも違法情報に入る可能性もあるんだみたいなコメントと併せて修正するのであれば、より「大量の誹謗中傷を始めとした有害情報の書き込みに対しては」とつなげて書かなくていいのではないかと、事務局としては考えております。

宍戸座長、いかがでしょうか。

【宍戸座長】 ありがとうございます。私も今、お話を伺って、そのように思いましたと同時に、違法情報と有害情報の整理の中で、最終的に消えるところかと思えます。宮内先生、貴重な御指摘ありがとうございました。

【宮内構成員】 とんでもございません。よろしくお願ひします。

【宍戸座長】 それでは、森先生、お願ひします。

【森構成員】 ありがとうございます。8の(2)についてなんですけれども、透明性・アカウントビリティ確保のところですが、私はまず、文案的にはもうこれで結構だと思っております。変えていただかなくていいと思ひます。

透明性・アカウントビリティに関して、行政の介入は慎重であるべきであるということが御意見のほうでありまして、それは多分、最後の法的枠組みの導入の検討など行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当ということについてのコメントだと思ひますけれども、プラットフォームが表現の自由を享受して、正しく表現のプラットフォームであり得るためには、透明性・アカウントビリティの確保ということは必要でして、それについて限定的に捉えられると、それはある種の自殺のようなことになってしまうのではないかと思ひます。どのようなプラットフォームであるかと、どんな情報を削除するか、どんな情報を残すか、そういうことは全くの自由であって、それはプラットフォームとして選択することができて、さらに、そこで表現する人たちがそれぞれのプラットフォームを選択するわけですけれども、それについての説明がなければ、それはいつの間にやら特定の傾向の表現に取り囲まれることになってしまったりとか、あるいは、悪くすると権利侵害情報の温床になったりとか、そのようなことになってしまつて、最終的には、ま

た何かの事件をきっかけとして、SNS規制、プラットフォーム規制という方向に話が動きますので、透明性とアカウントビリティの確保ということに関しては、これは後退することなく積極的に、行政の介入も当然視野に入れて進めていただくべきものだろうと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、オブザーバであります、曾我部先生からも、ぜひお願いいたします。

【曾我部氏】 京都大学の曾我部でございます。

私が1点、お伺いしたいのは、「民」という言葉の使い方なんですけれども、例えば、6ページ、これは総論のところなんですけれども、6ページの中程には産学官民という言い方がございます。産学官民と申しますと、事業者ですとか事業者団体は「産」のほうに入ることかと思われまして、「民」というのは、いわゆる市民社会におけるNPOとか、あるいは、被害者を支援するような民間のグループみたいなものを想定されているのかと思ったんですけれども、後ろのほうの先ほどのアカウントビリティのところ、11ページのちょうど中程に、「官民が連携しつつ」、そのほかにも「官民」という言葉があるかもしれませぬけれども、ここで「官民」と言うときには、恐らく「民」というのは事業者のことを言っているようにも見えるというところで、「民」という言葉の使い方を確認させていただければと思います。

これは単なる言葉の問題だけじゃなくて、事業者以外の、先ほど申し上げた被害者側ですとか、いろいろなアクターをどのように取り込んでいくのかという論点にも関わることだと思いますので、確認させていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。私の認識では、広く産学官民というイメージがございまして、例えば8の(2)は「官民」と書いていますが、本来は産学官民になっていくべきものだと私自身は思っております。ただ、文書の書きぶりの中で、国における環境整備のところ、一般に官民という意識があって、不十分どころがあったのかと思っております。大体の場所は特に必要がない限り、「産学官民」に置き換えていくべきだと思っておりますが、事務局のほうで何か気が付いている点はございますか。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

今、曾我部先生、宍戸座長に御指摘いただいたように、書きぶりとしては「産学官民」に合わせていくということで問題ないと思っておりますので、違和感がないように修正さ

せていただければと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、次に松村先生、お願いいたします。

【松村構成員】 松村です。

先ほどの森委員の御発言に関してです。直近ではなくて、もう一つ前のほうです。この文章を素直に読むと、問題となったテレビ番組のケースは、違法ではない有害情報に当たるのかと読む人もいるのではないかと思うのですが、先ほど森委員が明確に、あれは権利侵害であると、違法情報だと整理できる、あるいは、少なくとも整理する余地がかなりあると明確に言っていたと思います。

公開の席で、そのように明確に法律の専門家の方に言っていたこと自体も大きな意義があると思います。これは森構成員だけの意見なのか、あるいは、法律家の方々共通の意見なのかということも大きな情報だと思いますので、もし森構成員の整理に反対で、あれは有害情報と整理するのが自然という御意見の法律家の方がいらっしゃれば、ぜひ御発言をお願いしたい。もし反対意見がなければ、公開の場であのような発言が再確認の意味で出てきたということ自体も大きなメッセージだったと思っています。

具体的に文章に関しては、追加修正、あるいは、加筆を要求することは、私のほうからはありません。

以上です。

【宍戸座長】 松村先生、ありがとうございました。ほかの法律家の先生方もいろいろおられますが、私が代表してというのは変ですが、お答え申し上げますと、基本的には私の認識は4ページの注で書き込ませていただいたとおりでございます。すなわち、個別の誹謗中傷の書き込みであっても、一定の場合には社会的受忍限度を超えると、そうしたものとして権利侵害情報として違法であり、また、その発言をした人間は責任を負うということが当然にあり得ると思っておりますし、問題の「テラスハウス」の事例はそうではないのかと私自身は思っております。ただ、「テラスハウス」の事件についてでも、恐らく書き込んだ方が相当おられるところ、そのうちのどの発言がどれに当たるのかというのは、これは全体を見て一個一個チェックしないと言いにくいことなので、なかなか公の場で、こういう形で言うことは難しかったわけですが、松村先生の御指摘を踏まえて申しますと、一般論として申し上げる限り、繰り返しになりますが社会的受忍限度を超える結果として違法情報になることがあり得る。そして「テラスハウス」の事件は、そうであることが強く疑われる事例であり、そういう発言が恐らくあるだろうと思われるのではな

いか。私はそのように考えておるだろうと思います。

これで大体、ひとまずのお答えになっているかどうかは不安ですが、差し当たり、そういうこととさせていただきたいと思います。

【松村構成員】 それで十分です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。手塚先生、お願いいたします。

【手塚構成員】 手塚です。8ページの頭のところで、「プラットフォーム事業者は過剰な削除等による表現の自由への萎縮効果や不当な私的検閲とならないための工夫を講じつつ、自らが定める規約」云々と書かれている文章に対して、その上の7ページを見ると、最初のポツ1の「この点」というところから後ろのほうに、「プラットフォーム事業者は、ユーザや第三者からの申告がなくとも、自らの自由なサービス設計において定める規約やポリシーに基づき、自主的に情報の削除等の対応を行うことも期待される」と、この辺の表現、後ろのほうは深くかなり踏み込んだ表現になっていると捉えているんですが、こちら辺の構成は、どのような流れでできているのかというのを教えていただけるとありがたいです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これも私の理解になりますけれども、まず、7ページに書かれている「この点」というのは、基本的にプラットフォーム事業者の取組として、いろいろなことがあり得る中で、SNS事業者が青少年保護等の関係で行うことがあり得るように、大量の情報を常時監視し、権利侵害情報を見つけた上で迅速な対応を取ることと想定される。取組の幅としてそういうこともあり得ることを書いているところでございます。

この後は御覧のとおりでございますけれども、いわゆる違法情報と有害情報等に分けて書いております。特に有害情報については幅が広い、また、必ずしも違法でないという前提での議論でございますので、それに対して過剰な削除をどんどんやっていくことになる、まさにここで言うような不当な私的検閲になる。例えば、公職者でありますとか企業のサービス提供等に対する批判とかいったものについても、誹謗中傷に当たるんじゃないか、有害情報になるんじゃないかということで、ばしばしプラットフォーム事業者が削除していくことになる、不当な私的検閲となる可能性があり得る。そういうことで権利侵害情報と有害情報とで濃淡を書き分けている趣旨だと御理解いただいてよろしいかと思います。手塚先生、よろしいでしょうか。

【手塚構成員】 よく分かりました。どうもありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、生貝先生、さらにもお願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私のほうは、直近の森先生の御発言の透明性・アカウントビリティに関してなのですが、基本的に、私も同じような考えでおりますということでございます。

それで、その理由というのは透明性・アカウントビリティ、情報基盤のそれというのが自由な、オープンな情報流通の前提となることに加えて、今回のような形で表現、情報に関わる国による緩やかな働きかけ、直接、法ではない働きかけであるとしても、それは様々な効果を持つし、持つことが期待されているわけです。そして、場合によっては、その結果として過剰な削除でありますとか、あるいは、そういったことが起こってしまうリスクもあり得るといったときに、ある種の働きかけの効果をしっかりモニタリングして、評価をしていくというのは、これは行政、国の責務そのものでもあろうと思いますところ、私は、この側面、透明性・アカウントビリティに関しては、比較的積極的な役割を果たすべきではないかと考えているというところでございます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それで大分、多くの御議論を、予想どおり7、8について多くいただきましたけれども、ほかに御指摘がなければ、森先生からは追加的な情報提供をチャットでいただいておりますけれども、これについては承ったということにして、12ページの9、相談対応について少し御意見をいただければと思います。こちらはいかがでございましょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 どうもありがとうございます。大谷です。

相談体制のところは大変重要だと思っております、もちろんプラットフォームサービス事業者の透明性の確保ですとかアカウントビリティを確保するための措置というのを先行させつつ、個々の被害者にとっては、そういった統計的な対応ですとかポリシーというものよりも、現に被害に遭ったときには、自分の被害救済のために誰の支援が受けられるのか、相談が気軽にできるという体制が極めて重要だと思っております。苦情処理プロセスの整備ということで、プラットフォームサービスの側にも期待が寄せられているところですが、相談対応の体制強化ということについて触れていただいているのは大変よいことだと思っております。

それで、特に体制強化をしていただくべき項目としては、相談事例の類型化、公表とい

うのが載せられておりまして、これは大変効果的なことではあると思うんですが、現在、様々なところで見かける違法・有害情報相談センターをはじめとする相談者のFAQなどを見ておりまして、海外事業者、外国事業者のサービスに対しての対応の仕方などをアドバイスする情報提供というのが若干手薄な気がしております。その点について、特にプラットフォームサービス側の努力をお願いするとともに、相談対応としても、そういった、特に日本語での十分なサポート体制を持たない外国事業者のサービスを利用して困られている方などに対する助力といったものも必要になってくるかと思っております。

一時、削除代行事業者が結局、非弁行為ということで、その行為自体が、違法性があると認められているところですけども、そういったところを頼らざるを得ない被害者の側の事情といったものもあるかと思えます。ですので、例えば、各弁護士会と連携を強めるですとか、工夫の余地が幾つかあるかと思えますので、少しそういった項目も追加していただくことによって、相談体制の充実といったことも内容が充実してくるかと思っております。

それで、併せてこの機会にお話しさせていただきますと、パブリックコメントに多数の方の御意見が寄せられているところなんですが、特に外国の事業者からの御意見を中心に、日本国内の制度が十分に理解されていないのではないかと思われるコメントも混ざっているという状態であったかと思えます。そういう意味で、事業者の側のリテラシーですとか、知識をアップデートしていただくための対応といったことも必要になってくるかと思っております。そういったことはこれまでの項目の中のどこかで読めるかと思っておりますので、改めて言葉にさせていただく必要はないと思えますけれども、その点について、例えば緊急提言を外国語で発信するということも含めて検討ができればと思っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 貴重な御指摘、ありがとうございます。次に新保先生、お願いいたします。

【新保座長代理】 慶応義塾大学の新保です。

大谷構成員との意見とかなり重複する部分がありますけれども、相談対応は2つの側面から今回、他の項目にもありますので、明記するかどうかは大谷構成員御指摘のとおり、特に明記も不要かと思えますけれども、どういうことかということ、被害者対応と事業者対応の双方から相談対応というのは必要になっているのではないかと。

1つ目の被害者対応については、従来から様々な被害者対応として、特に総務省の違

法・有害情報センターをはじめとして各省庁、ただ、この点について、各省庁の取組についても、警察庁、文科省、内閣府、経済産業省、消費者庁と、あとは法務局を含めて、各省庁との連携というものが、今回、連携を深めると記されていますけれども、この点は今後、被害者側からすると、どこに相談してよいのなかなか分かりづらいというのも実情としてあるかと思えます。特に違法・有害情報センターは、この5年ほど5,000件台で、ほぼ横ばい状態で増えておりませんので、そういったことからしても相談窓口の明確化、できれば何か一元化のように、被害者の方からの相談の申出がしやすい体制というのが一つ明確になってもよいのではないかと。

もう一つが事業者対応ですけれども、今回、事業者の判断に基づく対応に委ねられるべきということが文言として明記されましたけれども、そうすると、事業者団体による知見、ノウハウの共有ということで総論のところでは書かれてはおりますが、今後、例えば、具体的に判断をどういう形にするのか、制度はどのようになっているのか、将来的には行動規範の策定の取組といったことも行われるのであれば、相談窓口、または、これは事業者との協力、情報交換という場で解決できればいいとは思いますが、そういった観点からの対応というものも検討されてはどうかと思えます。

以上であります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に、木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 木村です。相談する人の相談のしやすさというのはごもっともで、本当にそれは願っているところですけども、もう一点、相談を受ける方、相談員さんの育成とか、そういった視点というのはここには余りない感じがするんですけども、そういったことも含めて少し書きぶりがあるといいと感じました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、残り時間があまりございませんが、全体を通して何か御意見等あれば承りたいのですが、いかがでございましょうか。もしよろしければ、私のほうから本日の御意見を踏まえて、7点ほど整理して申し上げたいと思えます。

第1点は、緊急提言のペーパーの位置づけ、あるいは、名宛人等の問題でございまして、基本的に、産学官民の様々なステークホルダーに向けて、日本国におけるインターネット上の誹謗中傷をめぐる状況についてメッセージを発信し、それぞれの取組を促すことが目的でございまして。そういった観点から、特に海外事業者に対して、例えば、英語

で発信をされて、日本政府の真意が分かりやすく伝えられることを願うと同時に、これに限らず、新保先生から御指摘があったかもしれませんが、引き続き、内外発信を行って行くことが必要であるだろうと感じたところでございます。この点については、緊急提言を受けてしっかり対応して、各ステークホルダーにおいて、これを受け止めて対応いただきたいという趣旨のことが、1番目の冒頭のところで書ければいいかと思っております。

2点目は、先ほども、最初のほうにございました、匿名性をめぐる木村構成員からの問題提起の部分でありまして、ペーパーでいうと4ページ目の大きな2の部分でございまして、ここは匿名性が高いという表現にさせていただければと思います。

3点目は、違法情報と有害情報の区別、及びその後ろのほうでの書きぶりについても様々御指摘をいただきました。細かい修正は全体の表現を調整しなければいけないので、後で確認をいただくこととした上で、基本的な考え方として、いわゆる誹謗中傷とされているものの中には、例えば、名誉毀損等に同時に該当して権利侵害情報である、違法情報になるものと、法的には必ずしも名誉棄損等に当たらず、したがって権利侵害に至らない、有害情報である。しかしながら、有害情報であるものについても、繰り返しになりますが、循環しますが、一定程度それ自体が累積すれば、社会的受忍限度を超える人格の毀損ということで、権利侵害情報、違法情報になることがあり得るほか、有害情報それ単体をとってみても一定の取組が求められる現状であるだろう。こういったトーンで全体を統一させ、それとの関係で不必要な表現ぶりがあればチェックして、整理をしたいと考えております。

それから、4点目は、6ページ目のユーザに対する情報モラルに関わる点でございまして、けれども、これは若い世代、学校に限らず、全ての世代、全ての日本社会の構成員において、お互いを個人として尊重するんだ、他人が傷つく可能性を想像するんだということ。それから、学校だけではなく地域、様々な共同体のレベルで、リテラシーの推進を行っていくんだという趣旨のことが分かる表現を考えさせていただきたいと思っております。

それから、プラットフォーム事業者による取組の部分でございましてけれども、ここでは事業者間における情報の共有、ノウハウやベストプラクティスの共有もそうですし、また利用者、あるいは、政府との対話が深められること、また、我が国の法令の趣旨を的確に踏まえた御対応をいただくことを海外プラットフォーム事業者には特にお願いしたいということと、その裏返しになりますけれども、事業者の方が相談を受けられるということ、事業者の対応が業界団体なのか、あるいは、セーフティーインターネット協会が提供される

ホットライン等なのか、あるいは、政府がそれ自体としてやるのかということとはまた別として、事業者が相談できたり、対応できる窓口が事業者なのか政府なのか必要であるだろうといったことを踏まえた表現ぶりを7の全体において少し考えさせていただきたいと思います。

それから、6点目といたしまして、曾我部先生からも御指摘ありましたように、これは官民ではなく、産学官民というマルチステークホルダーで重要であるということ。それから、透明性・アカウンタビリティの確保については強い御意見がございました。今の書きぶりで基本的には適切だろうと思えますけれども、まずはもって事業者において、透明性・アカウンタビリティの向上に向かって、具体的にどういう取組がなされるかということ、引き続き研究会でもフォローアップしていくことになるかと思っております。

それから最後、ペーパーで言うと、9の相談対応につきましては、相談体制、対応の充実ですが、これは相談される被害者である方から見て分かりやすい、あるいは、どこに行けばいいのかということ、あるいは、実効的なサポートを受けられるということと同時に、相談員となる方、相談を受けられる側の方、違法・有害情報相談センターが上がっておりますし、それ以外にも相談主体はあろうかと思えますけれども、その体制の充実、あるいは、それに対する政府ないし事業者側のサポートが深まるべきだという趣旨のことを、今日の意見を踏まえて少し表現をさせていただければと思います。

ざっと今、構成員の皆様からパブコメを踏まえた上で、緊急提言（案）についていただいた御意見を踏まえて修正しようとする、こういった点かと思えますが、それ以外に特にこの点があれば、あるいは、この点を確認しておきたいという御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【崎村構成員】 崎村でございます。よろしいでしょうか。

【宍戸座長】 どうぞ。

【崎村構成員】 1点、私が今日、御指摘いたしましたプロバイダーの自主的な取組の中で、削除とか非表示に寄っているんですけども、投稿時に再考を促すような手続ということも申し上げましたので、よろしければそれも例として、少し取り上げる形にさせていただけると幸いです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点は、一応現在のペーパーでもある程度、具体的な対策としてそういうやり方はあるということは、例えば、8ページの最後のポツに書いてあります。これは、先ほど言いました違法情報と有害情報で、それぞれ対応の仕

方があるということを書いた上で、最後に対応の具体的な在り方として、コンテンツフィルタリングであるとか投稿内容に投稿時に再考、再検討を行う機会を設ける機能などということで、コンテンツの削除だけではないいろいろな方法があるということは一応、このペーパーとしては強めに書いたつもりなのですが、もう少しということでしょうか。

【崎村構成員】 そうですね。これがICTリテラシーの向上のところにだけ書かれていますよね。

【宍戸座長】 いや、そうではなくて、これは7のプラットフォーム事業者による取組の中の取組として、7の(1)の一番終わりとして、今、8ページに書いている趣旨なんですけれども。

【崎村構成員】 なるほど、分かりました。このところは気になっていたんですけども、コンテンツフィルタリング機能。

【宍戸座長】 の後です。その下、投稿内容について、投稿時に再考、再検討を行う…。

【崎村構成員】 なるほど、分かりました。

【宍戸座長】 よろしいでしょうか。もっと前のほうに持って行って、目立たせたほうがいいのかという可能性もありますので、そこはもう一度検討させてください。

【崎村構成員】 私もここを読んで、実はマーカーを引いていたんですけど、コンテンツフィルタリング機能に引きずられてしまって、後段はコンテンツフィルタリングの一部のように感じてしまって。

【宍戸座長】 なるほど。順番を入れ替えたほうがいいのかもかもしれませんね。

【崎村構成員】 私の読み違いです。申し訳ございません。

【宍戸座長】 とんでもないです。ありがとうございます。

それでは、まだまだ御意見あろうかと思いますが、時間の関係もございまして、この辺りで議論は終了とさせていただければと思います。大谷構成員からございますか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷です。少し冒頭のときに申し上げたんですけども、今後、緊急提言を受けて、どういうアクションをとって、また、いつフォローアップをするのかといったスケジュール感のある情報発信ができればと思っております。もちろん短期的な結果を求めるものだけではなく、中長期的な進捗を確認するものもあると思いますけれども、この本文の中でなくても、必ずしも差し支えないと思っております。これを発信する際に、いつどのような形で状況を確認していくのかというスケジ

ルールを示していくことが必要だと思っておりますので、御検討のほどよろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この対応についても、私も今、御指摘を受けて、その部分についても考えていたのですが、1つはまさに本日おいでの曾我部先生が座長を務めておられる、大谷さんも入っておられると思いますが、発信者情報開示の研究会のほうでの取組及び法改正を踏まえて、政府として、誹謗中傷に対して全体としてどういう対策を取るか。

そして、それとの関係で、例えば法改正、制度整備もございますし、事業者がそれに対してどういう取組を行うかということとも関わりますので、平たい言い方で申しますとプラットフォーム研究会だけで決められるものでもない部分もある、曾我部研との全体を見ながら一定のフォローアップをしていく必要があるかと思えます。期限をここでうまく示せるかどうか分からないのですが、むしろ重要なことは、緊急提言を出しっ放しということではなくて、この研究会として、引き続きフォローアップを、まさに緊急提言という言葉にふさわしいスピード感を持って、明確にきちんとやっていく。事業者の方とも密なコミュニケーションを取っていくということのメッセージをしっかりと発信することかと思っております。

ということで、研究会の構成員の皆様には、引き続き、御協力をお願いしたいということなのですが、そのことも含めて大谷構成員、よろしゅうございますでしょうか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ちゃんとプレスリリースの時には、そういう趣旨のことがはっきりと出るように工夫をさせていただければと存じます。

私の手際が悪くて、若干時間を超過しつつございますけれども、本日、多様な御意見をいただきました。そして、中に具体的な修正についての御意見もいただき、今、私のほうでざっと整理をさせていただきましたが、これらの緊急提言に対する修正反映については、座長であります私に御一任をいただき、まさに急いで緊急提言の取りまとめ作業を進めさせていただきますたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。異議なしということでした。

それでは、一任をいただきましたので、修文の作業のほうを進めさせていただきます。その上で、事務局においては修文後の緊急提言について、先ほどの大谷構成員の御指摘も

踏まえた形での公表の進めさせていただきたいと思っております。

インターネット上の誹謗中傷の問題については、今後、本緊急提言にもございますように、産学官民の多様なステークホルダーが協力して、それぞれがまさに早期対応に取り組むということを期待しているところでございます。この点について、総務省から何か御発言はございますでしょうか。

【今川電気通信事業部長】 電気通信事業部長の今川でございます。最後にコメントだけさせていただきますと思っております。

本日は、宍戸座長、それから構成員の先生方、誠にありがとうございました。宍戸先生については、誠にいつも尊敬しておりますが、すばらしい取りまとめをしていただきまして、ありがとうございます。

インターネット上の誹謗中傷の問題につきましては、今回、本当に短期間の間でございましたけれども、様々な観点から御議論をいただきまして、修正は必要かと思っておりますけれども、緊急提言をおまとめいただいたということでございます。ありがとうございます。

この問題は「テラスハウス」の問題もございまして、先ほど御指摘もございました、コロナの中の感染者を探すという自粛警察のような問題もあるかと思っております。いろいろな社会的に非常に重要で、かつ緊急性を要するようなものではないかと思っております。今般の緊急提言をおまとめいただくとともに、曾我部先生の発信者情報の開示のほうの研究会の中間取りまとめも今、パブリックコメントにかかっておりますので、そういったものも包括的に頂戴した上で、総務省としての対策、政策パッケージのようなものを、できるだけ速やかに取りまとめたいと考えているところでございますので、引き続き、御指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

その他、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

先ほど座長より御説明いただいたとおり、緊急提言の案につきましては、最終版が確定いたしましたら速やかに準備の上、事務局にて公表手続を行ってまいります。

また、次回会議等につきましては、大谷構成員から御指摘いただいたことも踏まえまして、フォローアップ等取組状況に応じて、開催の必要性が認められる場合には、事務局から御案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

これにて、本日の議事は全て終了となります。

以上でプラットフォームサービスに関する研究会、第20回会合を終了とさせていただきます。本日も熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

以上